

平成31年度の年金額改定について お知らせします！

～昨年度から0.1%のプラス改定です～

平成31年1月18日、総務省から「平成30年平均の全国消費者物価指数」が公表されたことに伴い、平成31年度の年金額は、法律の規定により、平成30年度から**0.1%プラス**で改定されます。

なお、改定時期は4月分が支払われる**6月支給期**からとなります。

また、再就職等における在職老齢年金の算定基礎となる支給停止調整額については、46万円から47万円に引き上げられました。

詳細は、以下のとおりです。



1 年金額の改定について

年金額は、現役世代の賃金水準に連動する仕組みとなっています。

今年度の年金額の改定は、改定に用いる物価変動率(1.0%)が名目手取り賃金変動率(0.6%)よりも高いため、新規裁定年金・既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率(0.6%)を用います。

さらに今年度は、名目手取り賃金変動率(0.6%)にマクロ経済スライドによる平成31年度のスライド調整率(▲0.2%)と平成30年度に繰り越されたマクロ経済スライド未調整分(▲0.3%)が乗じられることになり、改定率は0.1%となります。

●平成31年度の参考指標

- (1) 物価変動率 1.0%
- (2) 名目手取り賃金変動率 0.6%
- (3) マクロ経済スライドによるスライド調整率 ▲0.2%
- (4) 前年度までのマクロ経済スライドの未調整分 ▲0.3%



名目手取り賃金変動率	前年の物価変動率に2年度前から4年度前までの3年度平均における実質賃金変動率と可処分所得割合変化率を乗じたもの
マクロ経済スライド	現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金や物価の変動がプラスとなる場合、改定率から控除するもの
マクロ経済スライドの未調整分	マクロ経済スライドによって前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持した上で、調整しきれずに翌年度以降に繰り越された未調整分を指します。

2 在職老齢年金について

平成31年度の在職老齢年金については、60歳前半(60歳～64歳)の支給停止調整変更額と60歳後半(65歳～69歳)と70歳以降の支給停止調整額は、法律に基づき、下表のとおり**47万円**に改定されます。

なお、60歳前半の支給停止調整開始額については、昨年度同様、変更ありません。

区 分	平成30年度	平成31年度
60歳前半(60歳～64歳)の 支給停止調整開始額	28万円	28万円
60歳前半(60歳～64歳)の 支給停止調整変更額	46万円	<u>47万円</u>
60歳後半(65歳～69歳)と 70歳以降の支給停止調整開始額	46万円	<u>47万円</u>

- 60歳前半の在職老齢年金は、賃金(賞与含む。)と年金の合計額が、28万円を上回る場合、賃金の増加2に対し、年金が1支給停止いたします。
賃金が支給停止調整変更額(47万円)を上回る場合は、増加分だけ年金が支給停止いたします。
- 60歳後半と70歳以降の在職老齢年金については、賃金と年金の合計額が、支給停止調整額(47万円)を上回る場合、賃金の増加2に対し、年金が1支給停止いたします。

